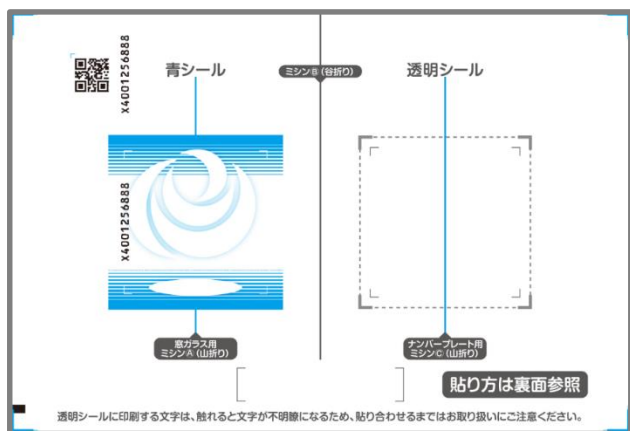


運輸支局等用自動車検査標章の貼り方



令和6年6月17日より、運輸支局等の検査標章が変更となります。運輸支局等用検査標章の貼り方は、裏面の説明内容をご参照ください。

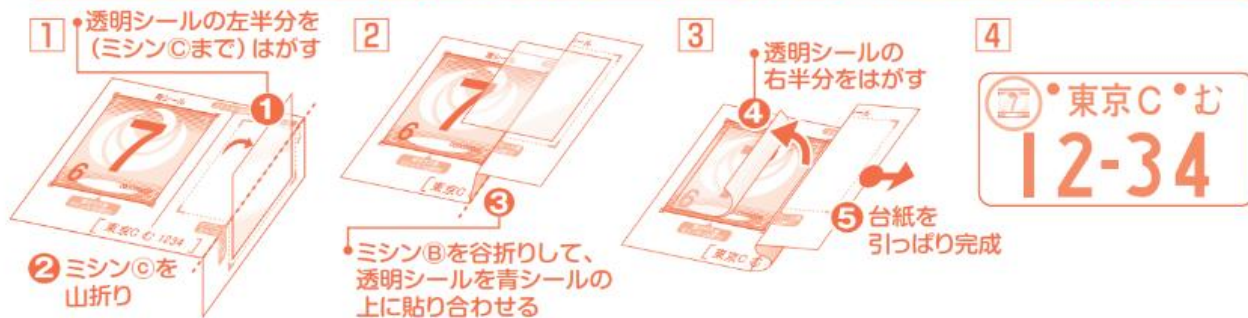


下図手順にならって、シールを貼り合わせます

《前面ガラス用》検査標章貼り合わせ方法



《ナンバープレート用（二輪車・トレーラー等）》検査標章貼り合わせ方法



※軽自動車検査協会についても運輸支局等用と同じ検査標章です。

運輸支局等用検査標章裏面印刷内容(貼り合わせ方)

運輸支局等用と記録事務代行用の相違点

	記録事務代行用	運輸支局等用
レイアウト (表面)		
レイアウト (裏面)		
貼り合わせ 方法 (フロントガ ラス用手順)	貼り合わせ部に透明シールを貼付ける 透明ラベルの上に青シールを貼付ける	透明ラベルの上に青シールを貼付ける ※貼り合わせ部は ありません。

注意点

- 青シールや透明シールの有効期間満了日の印字は、爪や鋭い物で擦ると削れる場合がございますので、不必要に触れないようご注意ください。